

■ 小樽市の感染症患者発生時の情報の公表について

1 公表目的

感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表し、これらの情報を発信することにより、当該感染症をまん延防止させないための適切な行動等を個人がとれるようにする。

なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならない。

2 公表等基準

	感染症類型	主な感染症	公表基準根拠	現行基準 ※報道依頼及びホームページ掲載	基準改正	
					報道依頼	ホームページ掲載
公表基準	1類感染症 2類感染症 新感染症 指定感染症	エボラ出血熱 鳥インフルエンザ	国「1類感染症が国内で発生した場合における情報の向上に係る基本方針」	全事例	全事例【変更なし】	同左
	3類感染症	腸管出血性大腸菌	市独自「感染症患者発生時の公表に関するガイドライン」	—	—	全事例（週報）
	4類感染症	狂犬病		集団発生事例	—	集団発生事例
	5類感染症 ※1	感染性胃腸炎 インフルエンザ 手足口病	市独自「感染症発生動向調査に関する警報・注意報発令要領」	警報及び注意報発令時	警報及び注意報	同左
				—	3～5類感染症であって保健所長が公表する必要があると認める事例※2	同左
				—	市民に広く周知する必要性のある事例※3	同左

※1 5類感染症のうち定点把握疾患については、毎週月曜日から日曜日まで診断された患者数を集計し、翌週木曜日にホームページに掲載しています。

3 公表の具体例

※2：保健所長が公表する必要があると認める場合

- (1) 市内の3施設以上で、各施設において1週間に10名以上の発生がある場合
- (2) 50名以上の大規模な集団感染の場合
- (3) 施設等に過失がある場合

例) 市内で同一時期に複数の施設でノロウイルスの集団感染が例年より発生している。

※3：市民に広く周知する必要性のある場合

- (1) 市内の複数の地域に感染が拡大している場合
- (2) 流行シーズン開始時の市民に向けた注意喚起

例) ・ノロウイルスの集団感染が例年より発生している。
・全道的にインフルエンザの警報に達する。